

平成23年第2回潟上市議会定例会会議録（2日目）

○開 議 平成23年6月20日 午前10:00

○散 会 午後 2:05

○出席議員（20名）

1 番 中 川 光 博	2 番 大 谷 貞 廣	3 番 児 玉 春 雄
4 番 藤 原 幸 作	5 番 菅 原 理 恵 子	6 番 澤 井 昭 二 郎
7 番 菅 原 久 和	8 番 伊 藤 栄 悦	9 番 戸 田 俊 樹
10 番 佐 藤 義 久	11 番 小 林 悟	12 番 岡 田 曙
13 番 佐 藤 昇	14 番 藤 原 典 男	15 番 西 村 武
16 番 鈴 木 斌 次 郎	17 番 堀 井 克 見	18 番 藤 原 幸 雄
19 番 佐々木 嘉 一	20 番 千 田 正 英	

○欠席議員（0名）

○説明のための出席者

市 長 石 川 光 男	副 市 長 鑑 利 行
教 育 長 肥 田 野 耕 二	総 務 部 長 山 口 義 光
市民生活部長 根 一	福祉保健部長 鈴 木 司
産業建設部長 児 玉 俊 幸	水道局長 菅 原 龍 太 郎
教 育 部 長 鎌 田 雅 樹	会 計 管 理 者 川 上 讓
企画政策課長 (部長待遇) 幸 村 公 明	総 務 課 長 藤 原 貞 雄
財 政 課 長 鈴 木 利 美	税 務 課 長 鈴 木 整
市 民 課 長 小 玉 優 子	生活環境課長 関 谷 良 広
追分出張所長 三 浦 喜 博	社会福祉課長 大 木 充
高齢福祉課長 小 玉 隆	健康推進課長 遠 藤 睦 子
産 業 課 長 伊 藤 清 孝	都市建設課長 渡 部 智
総務学事課長 舘 岡 和 人	幼児教育課長 門 間 善 一 郎
生涯学習課長 菅 原 一	スポーツ振興課長 菅 原 正 光

選挙管理委員会事務局長・
監査委員事務局長

三 浦 永 寿

農業委員会事務局長 永 井 甚 誠

○議会事務局職員出席者

議会事務局長 伊 藤 正

議会事務局次長 畠 山 靖 男

平成23年第2回潟上市議会定例会日程表（第2号）

平成23年6月20日（2日目）午前10時開議

会議並びに議事日程

日程第 1 一般質問

午前10時00分 開議

○議長（千田正英） おはようございます。

傍聴者の皆さん、朝早くから御苦労さまでございます。

今日は非常に気温が上がっておりますので、クールビズの方にひとつ協力をお願いしたいと思います。

それでは、ただいまの出席議員は20名であります。

定足数に達しておりますので、これより平成23年第2回潟上市議会定例会を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

【日程第1、議員の一般質問】

○議長（千田正英） 日程第1、一般質問を行います。

本日の発言の順序は、4番藤原幸作議員、18番藤原幸雄議員、12番岡田 曙議員、16番鈴木斌次郎議員の順に行います。

なお、時間は答弁を含めて60分とし、質問は最初は発言席において、再質問は自分の席にてお願い致します。

17番

○17番（堀井克見） これから今日、一般質問、藤原幸作議員を皮切りにスタートするわけですが、二つだけこの際確認しておきたいと思います。

既に今会期の初日に戸田議会運営委員長から議運で検討された日程が報告あったわけでありまして、今回のこの一般質問の趣意書等々を私どもも確認させていただきました。

まず一点はですね、今までにこの例をみない形の趣意書というものが提出されております。まず一つ申し上げますけれども、二つ確認したいことがありますが、一つは、特にこの国難と言われる未曾有の大震災の後ということもありまして、震災にかかわる、それから危機管理に関する一般質問が7名の議員ある中で、もうかなり重複して質問されるというケースが見えます。恐らく議会運営委員会というものをこういうものの一つの精査をしながら効率よく議会運営なり議会を開くという前提の中で会議が行われるわけでありまして、ちなみに能代市あたりは、こういうケースは事前に精査をすると、議会運営委員会で。そして質問される議員の方と調整をしながら、ダブらないようにする

と。そして当局もまた同じことを二度も三度も答弁しなくても、効率よい質疑応答ができるような形態が既に出来上がっているのが能代市等であります。この点について、我が潟上市においては議運でどのような検証なり協議がされたのかということを一応ひとつお知らせをいただきたいと思えます。

いま一つ、二つめでありますけれども、固有名詞を挙げて大変恐縮です。恐縮ですが、やはり今後に大きな影響をおよぼすことでもありますのであえて挙げますけれども、明日の1番の質問者になりますけれども、10番の佐藤義久議員の質問から明日スタートします。今日ではありませんけれども、恐らく議員の皆さんにもこの趣意書の内容は配付されておると思えます。私、この佐藤議員の質問の内容だとか等々については全く異論を申し上げる気持ちは全くございません。しかしながら、私も昨年、改選前までは議会の副議長ということでリーダーの一人でした。潟上市合併以来ですね、潟上市議会としては、一般質問する際の確認事項というものをしておるはずですが、趣意書、議員が質問をする場合の趣意書を事前に通告をすると、こういうきちっとしたルールが出来上がっております。その前提からいきますと、今回の佐藤義久議員の質問事項、質問、いわゆる趣意書ですが、いわゆる箇条書き方式になっています。それ以外は今までもそうですし、ほかの議員は質問をするおおむねの内容について、いわゆる効率よく質問してしっかりした答弁をもらうために、通告書はそういう形態をとりましょうと。そういうことを議会でもう既に確認しておきながら、今回だけは突出して佐藤義久議員の質問趣意書がですね、いわゆる一つ何々、一つ何々と、これのみの質問で終始するのか、あるいはこれ以外の質問を議長は認めようとするのか、やはりこの一般質問に入る冒頭で確認しておかないと、この後また議場が混乱してもいけないと思えますので、その点について議長はこの趣意書をこれからも認めるのか、そしてこの趣意書以外の質問内容を、発言を許すのかも含めてですね、この2点、明らかに議会の代表である議長から見解をいただきたいと思えます。答弁によっては再度質問しますが、どうぞひとつ宜しくお願い致します。

藤原議員、先にすみません。そういうことで、ルールでやはり進めていく本会議場ですので、その点を大変に恐縮ですが二つばかり議事整理権を持つ千田議長に明確にご答弁を、見解を求めます。

以上です。

○議長（千田正英） ただいまの17番堀井議員から一般質問の趣意書についてご質問あり

ましたけれども、議運では審査致しまして、趣意書の内容も精査致しました。その結果、議運の委員長から発表がありましたとおり、今回は審査したとおり順次一般質問を行うことになっておりますので、今議会は通告に従って一般質問を行います。

ただ今後、17番堀井議員の発言に対しては、今後、議運の方で検討してまいりたいと思いますので、宜しくお願いします。

17番。

- 17番（堀井克見） 私、二つに分けて、区分けをして、今、議長の見解、議事整理権を持っております千田議長にお尋ねしたつもりなのですが、今、千田議長の見解、回答は、私から見ますと全く答えになっていませんよ。一つめの質問はわかるでしょう。震災にかかわる危機管理にかかわる質問が何人も出ますよと。その精査を議運をもって趣意書というものをもとにしながら整理をしてやるべきでなかったのかと、そういう検討をされたのかということをお尋ねしました。

あとはもう10番議員の趣意書、これでいくのかと、今後も。今までのルールが崩れますよと。これでいくならいく、あるいはまた、趣意書の届け出、内容以外の発言以外を許さないなら許さないということの見解をきちっとお示しをしていただかないと、私の質問に答えたことにはなりません。今後検討するじゃなくて、今後検討することを私はお尋ねしているわけじゃないですよ。今までの形態と、もう明らかに違いますからね、これね。そのことにやはり議事整理権を持つ、今、千田議長の判断というのは、全ての方向を決めるんですよ。そのことをいわゆる一般質問の冒頭にはっきりしていただきたいということ、これ大事なことですよ。今まで7年間やってきたことが覆るか、覆らないのか、あるいは新たなケースで一般質問を許すのかという瀬戸際の今、判断が必要だと、こういうことなんですよ。いま一度。

- 議長（千田正英） 震災危機管理の問題について複数の方が一般質問されておりますけれども、その件は一般質問の趣旨を皆さんに朗読してもらって、これでよろしいですかということで議運では決定しております。

それから、趣意書につきましても全部議運で再読致しまして、これでいいということを確認して本日の本会議を開催しておりますので、ただいまから一般質問を行います。

- 17番（堀井克見） 議長、あなたね、議運議運というけれども、議運で確認したことはわかりますよ。そして戸田議運の委員長から開会の、この会期の冒頭に議会運営委員会から報告ありましたよ。その後に私どもはこれを目に入れたんですよ。わかりますか。

そしたら今までと全く、今までの申し合わせ、ルールと違った形での趣意書が上がっていて、これが今、質問として入ろうとしているんですよ。その見解、最終的には議事整理権を持つ千田議長、あなたの議事整理権の判断なんですよ、これ。議運の委員長、議会の運営委員会、議運の委員長が決めたことが全てそうすればそれに沿ってあなたは議事整理をするということですか。最終的に私どもが、なぜこういうふうなことになるんですかと、今後どうなるんですかと疑義を持って今、物を申し上げているんですから、それをどうするかしないかも議事整理権の全権を握るあなたの判断ですよ。これ禍根を残すか残さないかもあなたの判断ですよ。議運というのは一つのプロセス、過程にすぎないんですよ。最終的にあなたが職権を持っているんですよ、議長というのは。そのためにあなたに私はあえて見解を求めていると。まだわかりませんか。

○議長（千田正英） 暫時休憩します。

午前10時10分 休憩

.....
午前10時12分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開致します。

先ほどですね、震災あるいは防災についての。

○17番（堀井克見） それはわかる。

○議長（千田正英） わかりました。じゃあ2番めの佐藤義久議員の趣意書の事前通告でございませけれども、佐藤議員については記載された質問だけを許したいと思います。今後、記載されたことを、趣意書の内容を今後徹底的に検討してまいりたいと思います。

○17番（堀井克見） わかりました。

○議長（千田正英） 10番。

○10番（佐藤義久） ただいま私の質問趣意書等について、質問事項はきちっと提出しておりますが、堀井議員が言われる文面について、全文を提出するというような方向でなければいけないでしょうか。まず1点それお伺いしたいと思います。一般の傍聴の方々もたくさんおりますので、明日のことですので申し上げますけれども、接続詞、次に、はじめに、形容を使ってもいけないということであればなんですけれども、私は最初にこの防災無線は難聴で聞き取れないから、その対策をどうするんですかと。一般家庭に防災無線の受信機の設備はできませんかと。携帯番号の登録したものに一斉送信メールできませんか、こういう聞き方でお話したいと思っておりましたけれども、それ

ではいけないのでしょうか。

○議長（千田正英） 先ほど答弁したとおり、佐藤議員について、記載された質問については、今後、今後ですよ、記載例がありますので、それを基点として徹底していきたいと思います。今回は議運でも話したとおり、質問を許します。

○17番（堀井克見） 先ほどの話と違っている。

○議長（千田正英） いや、今後、今後と言ったんです。今後。今日、もう。

○17番（堀井克見） さっきあなたが私に答弁したことと、今の答弁と話が変わってるよ、もう。

○議長（千田正英） いや、今後って言ってます。

8番。

○8番（伊藤栄悦） 今、そういうふうな話出てますけれども、議運の方でこれを認めたわけでしょう。いや決定じゃないけども、そういう話をしている内容を質問してるって言ってるわけでしょう。だから質問して、それに当局が答えたら、それに対して第2質問、第3質問がありますから、それでやったらいいんじゃないですか。特別それぞれが問題あるということではないですよ。それぞれみんな質問している内容、これを質問するわけですから、だからそれに対して当局がそれに答えると。だから答えたことに対して。

○17番（堀井克見） 私と討論してるんだか。

○8番（伊藤栄悦） いやいやそうじゃなくて。

○17番（堀井克見） 私にも答弁する機会与えてください。

○8番（伊藤栄悦） いやいや、私は質問しているわけだから。

○議長（千田正英） 議員同士の討議は認めません。

○8番（伊藤栄悦） 私が質問しているわけだから、ちょっと待ってください。その後でやってください。

それで、私は、別に問題はないと。なぜならば、そういう質問の趣意書に沿って質問をして、それに対して答弁が当局からされると。その答弁された内容について不十分であれば第2質問やるだろうし、納得すればそれで結構ですと、それで終わるわけでしょう。さらに第2質問があって、それでまた、いやちょっと私のわからないところがあると、そういったらそれに対して第3質問をやって終わるわけでしょう。それで何がおかしいわけですか。何もおかしくないですよ。

○議長（千田正英） 17番。

○17番（堀井克見） そもそも、今、伊藤栄悦議員のおっしゃること、もう基本から違ってるんだね。17年に合併をして、潟上議会は当然確立されたわけでしょう。その時点で、どういう確認と、どういうルールが出来上がっているか、あなたはわかっているの。全文を記載するんだと、趣意書というものはそういう原点に基づいてやるんだよということをきちっと確認して、今現在今までも足掛け7年間やってきたんですよ。あなたの思いはわかる。思いは。それはあなた、伊藤栄悦議員の思いなの。本会議とか議会というものは、ルールに基づきながら、そうして粛々と会議を進めていかないと成り立たない会議なのよ、これ。そのことを17年の原点日に戻ってくださいよ。こういう趣意書が突出してなかったでしょう、今まで。それはいい質問をして、いい答えをいただくという、あまりにも当たり前前提にのっとして趣意書制度をこの議会、どこの議会もそうだけれども趣意書を届けるという制度を使っているわけですよ。活用しているわけですよ。それに戻るよと、そういうことを私は言っているんであって、少なくとも今までのルールがこれによって変わるんですかと。変われば変わるでいいんだよ。常に箇条書きにやって、言うのは自由だと。全文記載ということを確認して今日、今日まで議会の一般質問というものは趣意書というもののにのっとして、それを議運がチェックをして、そして本会議で実行していくと、展開していくと、こういうセオリーが決まっていることなんですよ。それがあまりにも今回はそれから外れているものですから、これを許したんですか、今後こういう形の中で軌道が修正されていくんですかということを一一般質問の冒頭に確認しましょうと、ただこれだけの話ですよ。思いをいちいち聞いていたら、会議になりませんよ、議長、どうですか。

○議長（千田正英） お諮りします。このたびの定例会の一般質問においては、議運の決定を尊重したいと思います。ただし、今後、記載例の趣旨につきましては、徹底してまいりたいと思いますので、議事を進行します。

4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） このたびの定例会におきまして、一般質問の機会を与えていただき、誠にありがとうございます。昨日、豊川、上虻川地区におきまして、土砂災害全国統一防災訓練が行われました。今日も傍聴席にお見えでございますが、古戸潟上市消防団長をはじめ消防団の方々、そして地域の住民の方々、秋田地域振興局の方々、100名からの集いでありました。市役所当局からは児玉産業建設部長をはじめ職員の方々が大変御

苦勞なされたと思います。心から感謝と御礼を申し上げたいと思います。地域におきましては、大変大きな成果があったと受けとめております。ありがとうございました。

私の質問は3つでございますが、1つは防災計画でございます。先ほど来ご意見もあったようでございますが、私も箇条書きにしまして、箇条書きにしますとほとんどわかるだろうという範囲でもって箇条書きとしたということがございます。そして6月10日にあきた・よる金というテレビがございました。私が原稿を書いているときでございます。そうすると、市長の顔がクローズアップされました。大変市長の語り口と、それからいわゆるその話し方によりまして、よく防災の考え方がわかりましたし、市民にとっても非常に大きなPRになったんじゃないかと思います。

そこで質問に入らせていただきますが、3月11日14時46分、当議会開会中に発生した東日本大震災から3カ月、100日を越えました。お亡くなりになられました方々へ心から弔いと被災者の皆様へお見舞いを申し上げますとともに、地震、津波、火災、放射能、風評の五重苦を乗り越えて、一日も早い帰宅を含めた復興によって平穏な日常に戻りますよう祈るものであります。

このたびの大震災に当たり、市当局が迅速に職員派遣、支援物資などの対応に敬意を表します。また、市民のあたたかい行為に感激した次第であります。

市長の行政報告に宮崎県都城市との交流が報告されておりますが、長峯 誠都城市長が投稿で新燃岳噴火で一人の犠牲者も出さないために最悪の事態を想定して行動するプロアクティブの原則を強調していることは、災害における最大の危機管理対策の心構えと感じました。

質問事項が多いので、まとめて簡略に市長の所信をお伺いします。

1つは、潟上市地域防災計画の見直しであります。

2つめは、職員登庁の連絡網と訓練であります。

3つめは、放射線量計の設置は、これは台風等と書いてありますけれども、台風によってはこちらの方にもいろいろ被害があるんじゃないかと想定もございまして。そういうことのやはり対応が必要だという意味でございまして。

生活必需品、防災資機材の備蓄整備関係はどのようにするかと。現在と今後の見通しであります。

水道施設、クリーンセンター、避難所等の電源対策であります。

自主防災組織の結成と育成であります。今、非常に少ないわけでございますので、10

カ所ぐらいでございますので、これの育成関係を今後やはり急速に進める必要があるという意味でつなげております。

LED（発光ダイオード）の庁内、防犯灯、街灯も含めました切り替え、家庭用購入助成は必要であると思えますけれども、どのような対応をしていくかということでございます。

サマータイムで照明、冷房のエネルギーへの取り組みを図るお考えがあるかどうか。

津波ハザードマップの作成と自主参加体制、いわゆる被災予測図でございますが、それをどのような取り扱いをするかということでございます。

それから、標高情報提供対応、インターネット、地図、標柱、看板等についても検討する必要があるんじゃないかということでございます。

それから教育施設、これは学校関係も含めまして、災害マニュアルと訓練をどのようにするか。この問題については、教育長の所信表明をお願いしたいと思います。

2つ目は、住宅用太陽光発電についてであります。

3月11日の東日本大震災により原発の安全神話が崩壊し、エネルギー基本計画の見直しが急務となった。主要国首脳会議（G8サミット）で、菅首相が、太陽光や風力などの自然エネルギーを10年間前倒しして、現行9%から20%にすると表明した。経済産業省は、太陽光発電を2030年に現在の15倍に増やす「サンライズ構想」をまとめたと報じられております。

秋田県においても通信大手ソフトバンクと協力して「電田プロジェクト」に取り組むことが発表された。また、県の「秋田クリーンエネルギー総合特区構想」で、男鹿市船越から秋田市向浜沿岸20キロメートルに大型風車40～45基構想が報道されている中心は潟上市であり、企業活動の誘致等も検討されることと存じます。

秋田市、男鹿市をはじめ県内10市町村は、再生エネルギーの利用促進による地球温暖化の防止と環境意識の高揚を図るため、住宅用太陽光発電システム導入に補助金を交付しております。東日本大震災により一段と関心が高まることが想定されます。県も住宅導入目標を平成32年度まで現在の約10倍にしたいと推進活動をしております。初期投資が1kw60万円ぐらいと高額で、コスト回収が15年程度かかることから、国は住宅用太陽光発電導入の支援対策費補助金1kw4万8,000円、県3万円、秋田市・男鹿市を例にすると3万円となっている。発電量を4kwとすると設備費240万円、補助金43万2,000円、補助率18%となる。

なお、県南において補助金の高いのは東成瀬村の1kw7万円です。

市長は、住宅用太陽光発電導入補助金について、どのようなお考えか所信をお伺いします。

最後の3つめでございますが、地下水保全条例制度であります。

平成22年3月、潟上市水道局水道課が策定した「潟上市水道事業整備計画概要書」によると、秋田市からの浄水供給（分水）を解消、これに伴って追分地区、牛坂地区の給水および大崎、二田、江川地区の水道未普及地域の解消を事業目的として、平成22年度から平成28年度までの7年間において27億4,000万円を投入する計画であり、平成23年度は5億600万円の建設改良費を充てることになっている。

水はライフラインの最たるものであり、行政の最重要施策に位置づけられたことは市民から高く評価されるものと存じます。この事業によって潟上市の水道水は、自賄い体制を確保し、水道施設全体の安定性・安全性に寄与するものと思います。

このたびの全員協議会に水道料金の統一案が提示されたところでありますが、これを契機に、安全でおいしい潟上市の水を安定・継続供給するために、一層の環境整備が肝要であります。先に県内初の、潟上市土砂等による土地の埋立て規制に関する条例を制定して、地下水の環境保全を図ったところでありますが、さらに地下水の環境調査研究、水源地周辺の開発抑制や公園化、地下水の涵養、揚水規制、取水ですね。取水規制、保全目標、水質保全対策などを進めるべきであり、災害時などの緊急体制の、より充実した施設にすることが「安らぎのある住環境のまちづくり」であります。これらの施策とあわせ、将来にわたって安全・安心な水道水のために基金対策も大きな課題です。地下水保全、または保護条例の制定について、市長のご所見をお伺い致します。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 4番藤原幸作議員の一般質問の1つめ、防災計画について、3つめの条例制定について、私から答弁を致します。

ご質問の防災計画の見直しにつきましては、今定例会の補正予算に計上しております。津波ハザードマップ作成と同時進行で避難所の見直しなどを含めた防災計画の見直しを予定しております。

ご質問の職員登庁の連絡網と訓練につきましては、災害時の職員初動マニュアルに災害の規模に応じた登庁の参集範囲を示しております。連絡網に関しては、夜間休日の連絡先を一覧表にして作成して総務課で管理しており、各警備会社に配付しております。

各課ごとに連絡者の優先順位がつけられており、すべての職員に連絡が取れるようになっております。

登庁訓練に関しては、5月26日の県民防災の日が土曜日となった平成19年に実施しております。

放射線・線量計の設置につきましては、現在、県内では秋田県が秋田市の健康環境センターおよび湯沢市の雄勝地域振興局において、大気中の放射線量を毎日観測しているほか、大館市でも独自に平日の線量を計測しておりますが、観測結果は、本県の通常レベルの範囲内にとどまっております。しかし、ご懸念の台風などによる風向変化に伴い、今後、市民の方が不安を感じるような状況が生じ、特に公共機関や学校等個別の施設において放射線量を測定する必要性を考慮し、放射線測定機器を整備致します。

生活必需品、防災資機材の備蓄整備につきましては、県より示された被害想定 of 避難者の数に応じた備蓄品を備蓄しております。

防災資機材に関しましては、今回の災害時に不足だった機器を精査し、備蓄や必要な協定の締結などで対応を図ってまいります。

水道施設の電源対策につきましては、昭和・飯田川地区の自家発電は大郷守浄水場と町後送水ポンプ場で約1億1,000万円もの多額の費用を必要とすることから、補助金等の財政支援の有無について今調査しているところであり、また、町後送水ポンプ場の自家発電設備の設置場所等検討しており、早急に結論づけたいと考えております。

クリーンセンターの電源対策につきましては、今後予定しております基幹的設備改良工事に含めて自家発電設備の設置を検討しております。

避難所の電源対策につきましては、避難所の見直しを含めて自家発電機および発電機のない場所については発電機の設置または防災資機材の備蓄品などで対応できるよう年次計画で整備を図ってまいります。

自主防災組織の結成と育成につきましては、現在結成している7組織の事例を紹介しながら、地域の特色に合った組織化の推進を図ってまいります。

また、各種訓練、講習会への参加呼びかけや図上訓練の実施などで組織の育成を図ってまいります。

庁舎内におけるLEDの導入につきましては、庁舎内におけるLEDの導入は、新庁舎建設計画による費用対効果と現庁舎の利活用の検討とあわせ、検討していかなければならないと考えております。

LED防犯灯の切り替えにつきましては、LEDまたはLEDと同等の消費電力で、同等の寿命のエバーライトに新規設置に関しては既に移行しております。灯具の交換の際にも切り替えております。

家庭用購入助成につきましては、県内他町村の助成状況を調査するとともに、LED灯具への取り替えと節電行動について、広報等による啓発を行いたいと考えております。

次に、サマータイムで照明・冷房のエネルギーへの取り組みについてお答え致します。

節電に関する庁内会議にてサマータイムについて議論しましたが、真夏日の日数が都会に比較して少ないことと国・県など他の自治体との足並みをそろえた状況が望ましいことから、実施までに至っておりません。

今後、県内の動向を注視してまいりたいと思っております。

津波ハザードマップ作成と住民参加対応につきましては、津波ハザードマップ作成時に市民とのワークショップおよび意見交換会を実施し、避難所および避難経路の策定に反映させます。

標高情報提供対応につきましては、津波ハザードマップに表示し、全戸配布するとともに、市ホームページにも掲載致します。また、標高看板の設置や避難場所等の看板への表示など多方面からの情報提供を図ってまいります。

次に、教育施設における災害マニュアルと訓練についてお答え致します。

潟上市内の幼稚園・保育園とも毎年消防計画を策定し、地震を含めた避難訓練を実施しております。また、小・中学校においても市教育委員会で示した「学校防災マニュアルおよび緊急対応マニュアル」に沿って、各校で防災計画を作成し、毎年その計画を見直した防災計画を教育計画の中に盛り込んでおります。

防災計画の中には、災害発生時の初期体制の確立から地震発生時の基本対応、施設設備の被害状況の点検から報告まで、また、避難所となった場合の対応の仕方などについて、マニュアル化しております。

これまでの避難訓練では、地震発生後の津波を想定した訓練は行っておりませんでした。しかし、今回の東日本大震災後に行われた小・中学校の避難訓練では、地震発生後にグラウンドに避難した後に津波を想定し、近くにある高台や校舎2階・3階に避難しております。

また、幼稚園や保育園でも近くの高台や小・中学校の2階・3階に避難することとしております。

それぞれの地理的な条件が異なっているため、現状でできる最良の方法で対応したいと考えております。

また、放課後児童クラブは、近くに小学校施設があるため、いざというときは基本的に校舎の高い階へ避難することにしております。

いずれにしても潟上市における防災計画や津波ハザードマップなどの内容に沿い、整合性を図りながら安全な対応に努めてまいりたいと思います。

次に、3点めの地下水保全条例制定にお答えしたいと思います。

潟上市市民憲章において「水清く緑の風光る大地」と定めた理念に基づき、地下水が市民共有の貴重な資源であり、かつ公水であるとの認識に立っております。化学物質による地下水の汚染を防止し、また浄化することにより、地下水の水質を保全することならびに地下水を涵養し、水質を保全することにより、市民の健康と生活環境を守ることは、潟上市として地下水保全の基本方針であります。

潟上市の上水道事業が現在100%地下水を使用していることなどを考慮すれば、藤原議員の述べておられる地下水保全条例の制定は、非常に重要であると考えております。

そこで、地下水汚染の防止、汚染調査および浄化、水量の保全、地下水の涵養、汚染対策基金の設置等について、調査研究をまず行います。そして、地下水保全条例を目指してまいりたいと考えております。

また、今回新設する追分浄水場は、1万5,000㎡の敷地面積ですから災害時の一時避難場所として使用可能であります。新設追分配水池には、応急給水口を設置し、災害時において給水可能な施設とする予定であります。

なお、ほかの浄水場においても一時避難場所としての機能を持たせるため、市民生活部と密に連絡を取り行って行動してまいりたいと考えております。

以上であります。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 4番藤原幸作議員の一般質問の2つめ、住宅用太陽光発電についてお答え申し上げます。

原子力発電から新エネルギーや再生可能エネルギーを推進する動きが、国や県をはじめ民間の発電企業でも活発化しておりますが、秋田県においても地熱発電や太陽光発電、特に潟上市を中心とした日本海に面した地域の資源エネルギーとして風力発電を最大限に活用する計画案が示されているところであります。本市においても緑の分権改革推進

事業を活用し、本市の持つ風エネルギーの可能性と風力発電事業の具体化について検証しているところでございます。その中で太陽光発電につきましては、身近な新しいエネルギーとしてソーラーパネルなどの設置作業が比較的簡易なことや家庭で使用する電気を身近に作ることができることから、電気代の節約とともに余った電気を電力会社に売ることも可能になるなどメリットが注目されているところでございます。

しかし、1kwの発電能力を持つソーラーシステムの平均設置費用につきましては、60万円～65万円と高額であることと、メンテナンス費用の問題点などの課題もあり、普及率が伸びない原因となっているものと思われまます。

現在、潟上市では、住宅用太陽光発電導入補助金として事業化は致しておりませんが、本市の住宅リフォーム補助事業には太陽光発電システムを設置する個人を対象に、他のリフォームと同様に工事費の10%、上限額を20万円として実施しているところでございます。県内の市町村では、このように住宅リフォーム助成制度を運用している場合、太陽光発電の導入助成を行っているのがほとんどでございます。

また、太陽光発電の助成制度と住宅リフォームの助成制度の両方を実施している市町村、県内に8市町村ありますけれども、においても、2つの助成制度を併用できる市町村はない状況となっております。現時点においては、リフォーム制度を運用することの方が県と同額の協調助成とする発電助成制度運用の場合と比較すると、金額的にリフォーム制度が有利となっていることもあります。このことから、本市においては県の太陽光発電に対する取り組み状況や近隣市町村の状況を見きわめながら、新しいエネルギー助成制度の導入を検討してまいりたいと考えておりますので、宜しくご理解いただきたいと思ひます。

以上です。

○議長（千田正英） 4番、再質問ありますか。はい、4番藤原幸作議員。

○4番（藤原幸作） 再質問でございますが、一つは要望という形でございます。

津波ハザードマップにつきましては、今、県の方でも想定の調査検討委員会を開いたところでございまして、前のは平成6年ですか、それに基づいて各地区でもって、市町村で防災計画を作ったと思ひますけれども、今、潟上市でもってやるとすれば、暫定、その結果に基づいてまた新しくやるということになるんだろうと思ひますけれども、今回の一番大事な点は、地震の想定をどのくらいにするかと。私どもは素人で全然わからなかったわけでございますが、マグニチュードの場合は1が違うというとなると32倍になると。

例えば7でありますと、それが8になったというふうなのが7が32個があるというふうになります。そう言われております。そのぐらいでございますので、津波の関係も含めまして、このマグニチュードを幾らにするかと。潟上市の防災の基本計画の中には震度はありますけどもマグニチュードはございません。そういう関係でも先ほど市長の見直しというのにはそれも含まれていると思いますが、今後、県で恐らく一、二年後になると思いますけれども、その場合には市の方で改めてそれを作り直すというお考えなものかどうか。

それから、要望の関係は、先ほど地下水のことを申し上げましたけれども、これは条例は是非作っていただきたいと。いわゆる市長から前向きなご答弁がございましたけれども、今ここの潟上市は県内では恐らく取水は秋田県のナンバーワンだろうし、水としてもナンバーワンの水だろうと思うわけでございますが、それだけやはり危機管理対策というのは非常に大事だろうと。河川の取水と全然違うと。いったん汚染されますと、ほとんど、いわゆるライフラインというものは、これは国の方で最初に水道用語とした言葉であります。いわゆる生命線ということで使ったわけでございますが、今は電気、ガス、いろいろとやっておりますけれども、本来は水から出た言葉でございます。そういう点も考えあわせますと、是非この条例を作りましてきちんと対応していただければと思います。ここの場合は馬場目川水系の地下水と言う方もおります。それから表面水だと言う人もいます。それから、いにしへの雄物川の伏流水であるというのもあります。ここは砂礫の地層のいわゆる浅層、浅い層からの取水でございますけれども、そこらを含めて十分やはり調査、研究するということが大事だと、そういうことで条例をお願いしたいと。そして、この基本となるのは、潟上市の環境基本条例、もしくは保全条例でございますけれども、地下水が一番大事でございますがこれには触れておりません。だからそれらの見直しも今後必要になるということをお願いしておきます。

以上です。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 藤原議員の再質問の1つめ、ハザードマップ、県計画の対応でございますが、当初我々はこの県が最初に計画を示して、それに我々市町村がそれに対応するというのが私の基本的な考えでありましたが、県はそうでなくて、まず市町村で作ってくださいということで、2年後に県ができるということですから、それに合わせた、整合性を持った計画にしなきゃならないと考えていまして、ところでマグニチュードを

幾らに設定するかについては担当の方から答えさせますが、2つめの要望でございますが、水と空気はタダだという雰囲気は今がらり変わりました。一番高いんです。ですから、この基本的な水と、条例はしっかり守っていかなきゃならないという基本方針から先ほど答弁致しましたが、あらゆる調査をまず徹底して行ってから、この条例化していきたいと。そしてまた環境計画とそういう整合性を持ったものにしたいと考えておりますので、宜しくお願い致します。

○議長（千田正英） 根市民生活部長。

○市民生活部長（根 一） 4番藤原議員の質問にお答えしたいと思います。

マグニチュードは7.7を想定しております。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 4番、再々質問ありますか。

○4番（藤原幸作） よろしいです。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって4番藤原幸作議員の質問を終わります。

18番藤原幸雄議員の発言を許します。18番藤原幸雄議員。

○18番（藤原幸雄） 皆さん、おはようございます。また、傍聴者の皆さん、自治会連合会長をはじめ多くの市民が傍聴に来ていただきまして、本当にありがとうございます。

このたび6月議会に際しまして、一般質問の機会を与えていただきました千田議長はじめ同僚議員各位に対しまして、心より敬意と感謝を申し上げる次第でございます。

また、市当局におかれましては、3.11の地震以来、あるいはその前後ですね、いろいろな面で一生懸命ご努力されておりますことに対しまして、改めて敬意と感謝を申し上げます。

私から通告にのっとり次の2点についてお伺いを致します。

第1点めは、大震災を想定した今後の対応ということでございますが、先ほど市長の行政報告ならびに記者会見で理解した面もありますが、改めてお伺いをするものでございます。

今でも忘れもしない去る3月11日、未曾有の東日本大震災に遭遇をされました多くの方々にお見舞いを申し上げます。一日も早く復興されることを切望致します。

本市は、議会開会中でしたが、暫時休憩をしたのは皆さんもご案内のとおりでございます。石川市長をはじめ各部課長、正副議長、正副消防団長、対策体制協議ならびに災害警戒部第一動員設置をしまして、翌日は第二動員を設置され、万全な体制で

市民の安全・安心のため機敏に対応されたことに敬意を表する次第でございます。

本市では、停電と地下水利用者は事の重大性に改めて驚いた次第でございます。豊川竜毛地域は油タンク転倒、油漏れ1件で、そのほかはあまり被害はなかったようでございます。その後、市は直ちに天王小、天王南中ほか6カ所に避難場所を設置し、本市全体を見据えて迅速に対応されたことは、全く瑕疵がないものと推察致すものでございます。このことは昭和58年の5月26日の日本海沖中部地震の教訓と毎年の訓練が実ったものと思います。

本市には防災マップがありますが、未曾有の大震災を想定した場合、避難所の見直しの区域があるものと推察致しますが、このことにつきましてどのように取り組まれるのか、先ほども同僚議員からも質問がございました。改めてお伺いをするものでございます。

また、本市には急傾斜地域が数箇所ありますが、大震災、または豪雨になりますと大変だと思います。再点検の必要があるものと想定されますが、市当局のご見解を求めます。

政府は東日本大震災復興のための公共事業の関連予算が集中しているようでございます。そうでなくても国の財政事情は大変厳しく、本県はもとより本市においても影響が出るものと思われるが、市当局はどのようなご見解を持っているのかお伺いを致します。当初計画された事業の変更があるのか、または若干の延期の事業があるのか、お伺いを致します。

そこで、その件につきまして、次の3点についてご質問を致すものでございます。

東日本大震災の教訓で防災計画の見直しがあるものと思いますが、いつ頃までに市民に周知徹底をさせるのか、特に避難場所の見直しと急傾斜地の点検についてでございますけれども、このことについてきちっとご答弁を求めるものでございます。

2つめは、防災行政無線はあまり市民に放送内容が伝わらないということでございますが、この点について常に言われておりますが、改善策はあるのかお伺いを致します。

第3番めは、東日本大震災により本市の今年度の公共事業に、どの程度の影響が見込まれるのか改めてお伺いをするものでございます。

次に、広域消防の進捗状況と将来的な見通しについてお伺いを致すものでございます。

私は、本件について三、四年前に広域消防の提言をし、その経緯をお伺いをしたことがございます。広域化により効率的な運用と機敏に活動ができるものと推察致すもので

ございます。何がネックになって交渉が中断しているのか、私にはよく理解できません。広域化は大震災のみならずいったん緩急をし、想定をした場合に、大きなメリットが生じるものと思います。また、本市は男鹿地区と湖東地区に財政負担をしています。同時に石川市長は両地区の副管理者でもあり、手腕を発揮していただきたいが、市長のご見解をお伺いをするものでございます。

また、去る3月11日の大震災を教訓に、隣接の秋田市消防本部との応援協定の見直しがあるのかどうか、この点もお伺いをするものでございます。何とぞ大胆に対応すべきと思いますが、ご見解を求めるものでございます。その総括したものが合併の進捗状況と応援協定の見直しでございますので、何とぞ宜しくお願いを申し上げます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 18番藤原幸雄議員の一般質問にお答えを致します。

ご質問の防災計画の見直しおよび市民への周知につきましては、今定例会に補正予算を計上しております津波ハザードマップ作成と同時進行で避難所の見直しを含めた防災計画の見直しを予定しております。津波ハザードマップについては、津波浸水区域、避難場所、避難経路および標高などを表示し、本年度中に全戸配布と市ホームページへの掲載を予定しております。

急傾斜地の点検につきましては、年一回秋田地域振興局の担当部局と合同で定期パトロールを実施して点検を行っているほか、日常業務や市民からの通報により、危険性を把握した際にも秋田地域振興局の担当部局と合同で対応に当たっております。

また、豪雨、地震発生の際には、災害の発生状況に加え斜面の亀裂、湧水、落石など災害につながる現象の有無についてもパトロールしております。

このたびの東日本大震災に際しても3月11日の本震発生後、直ちに災害の有無、危険性を把握すべく点検パトロールを実施し、4月7日の最大余震発生後についても同様の点検行動を行っております。幸い、今回の大地震による市内の急傾斜地における災害は確認されておられません。

今後、いつ発生するか予測のつかない大震災、豪雨等に備え、日常点検をきめ細く実施するとともに、急傾斜地を抱えている地区の市民の方々に土砂災害への対応について周知を図ってまいります。

この一環として、先ほど4番藤原幸作議員からの紹介もありましたけれども、昨日6月19日に昭和豊川上虻川地区において、土砂災害に対する警戒避難体制の強化と防災意

識の高揚を目的に、国土交通省、秋田県、潟上市の合同開催で第6回土砂災害全国統一防災訓練を実施しております。羽白目、小泉、仁山および新薬自治会住民をはじめ、湖東地区消防署、豊川地区4消防分団、五城目警察署、潟上市建設産業協会の参加協力を得て、土砂災害警戒避難に係る情報伝達訓練、災害時要援護者を含む住民避難訓練、秋田県砂防ボランティアによる講習会、がけ崩れを想定したシート張り工実施訓練を行い、市民、行政および関係各機関において災害発生時の対応を再確認する良い機会であったととらえております。

次の防災行政無線の難聴の改善策につきましては、現在、難聴地域の防災行政無線の屋外拡声子局のスピーカーの方向調整を実施しております。調整後の難聴地域を再調査し、スピーカーの増設および屋外拡声子局増設で緊急放送時の難聴地域の解消を図ってまいりたいと思います。

また、放送内容を確認できるテレホンサービスを実施しておりますが、まだ知らない住民もおりますので、市広報を使い住民へ周知を図ってまいりたいと思います。

続きまして、3つ目の東日本大震災により本市の今年度の公共事業にどの程度の影響が見込まれるのかについてお答え致します。

本件につきましては、全体的には当初計画どおりの公共事業を実施できる見込みとなっております。

はじめに、出戸小学校耐震補強および大規模改修事業については、例年であれば5月上旬に補助内示をいただく予定でありましたが、今年は6月3日に内示がありました。幸い、要望額全額に対して補助内示がありましたので、一安心しておるところでございますが、事業への着手が計画より1カ月程度の遅れとなっております。学校の本格的な改修工事については、夏休みや冬休みといった長期休業期間に工事期間が集中することから、本定例会最終日に追加議案として工事請負契約案を提出したいと考えております。

この他にも道路や住宅などに国庫補助事業を計画しておりますが、ほぼ要望どおりの補助内示を受けており、事業の推進には影響を受けておりません。

次に、下水道事業について申し上げます。

行政報告でも申し上げたとおり、要望額に対して68.2%の内示額となっておりますが、補助事業内容を精査し実施していきたいと考えています。

また、水道事業については、牛坂地区給水事業の実施設計で事業費1,148万円、補助金287万円の要望が、おおむね要望どおり認められております。

次に、2つめの消防広域化の進捗状況と見直しについてお答えを致します。

男鹿市・潟上市・南秋田郡町村の消防広域化についてのご質問ですが、消防広域化により災害発生時の初動体制の強化や統一的な指揮のもとでの効果的な運用、また、消防機材の拡充化等スケールメリットが期待でき、広域化協議会では平成24年4月の統合を目指しております。しかし、事務所の位置や人員削減計画案については確認されたものの、構成市町村間における負担金の格差が大きいこと、財産の取り扱いについての調整に時間を要していること、統合後の運営計画等の策定についてさらに検討が必要なことのほか、今後予想される更なる人口減少を踏まえた安全・安心地域社会の実現に向けて協議を継続しているところであります。懸案事項のうち負担金については、これまでの協議では、現行負担額を超えないことを基本としており、負担割合が確定後、負担額が上がる場合は現状維持、下がる場合は経年経費（人件費削減額で）の削減によって対応する方向で検討しております。以上のことから、継続的に協議を進めておりますが、広域化までには更なる時間を要する状況となっております。

ご質問の応援協定の見直しについては、現在、男鹿地区消防一部事務組合と湖東地区行政一部事務組合との間で災害時の応援出動に関する「消防相互応援協定」を締結しております。秋田市消防本部とは直接応援協定は締結しておりませんが、秋田県内のすべての消防組織が大規模、または特殊な災害に有効に対処するために「秋田県広域消防相互応援協定」を締結しております。

また、このたびの東日本大震災のような大規模災害時には、法令化された全国的な消防応援制度に基づく消防部隊である「緊急消防援助隊」が発災地の市町村長、都道府県知事、あるいは消防庁長官の要請により出動できますので、消防組織の応援協定の見直しは現在のところ考えておりません。

以上であります。

○議長（千田正英） 18番、再質問ありますか。はい、18番。

○18番（藤原幸雄） どうも懇切丁寧なるご答弁、本当にありがとうございます。

第1点は、実は5月26日ですか、訓練をした際に、本当にいわゆる高齢者で、いち早く避難をさせなければならないという方々が、私、天王の総合体育館に行きましたが、部長さんも行きましたけれども、ほとんどこの方々が行っていません。いくら走っても疲れないという方々ばかりで、このこともひとつ大いに反省すべき点だなと思います。先ほど石川市長からいろいろ、このことでなく全体のことで言われましたが、根部長が

ね、わざわざ来ておりましたので、あのことも総体的に反省する点があるのではないかなと思いますので、現場にいた私も総合体育館に行きましたけれども、今言ったように本当に年寄りの方に、私、前の日ですか、声を掛けたら、いや、私は自宅で死ぬのは何も恐ろしくないと、こう言われましたので、これは何のための訓練なのかなという、正直言って思いました。ですから、高齢者に対しまして、やはりいち早く声を掛けながら、お互いに避難地域、いわゆる避難場所どこだということを周知徹底をしてありますので、訓練とはいえ、まず本格的な訓練ということで一生懸命ひとつ頑張っていたきたいと、このことのPRの仕方ですね。

それから第2点めは、いわゆる防災無線がなかなか伝わらないと。こんなこと言ってもいいか悪いかわからないけれども、私ども4年に1回の選挙のときで、そこの家の前に叫んでも全然聞こえないんです。二重サッシ、それからテレビを見ているということであまり聞こえないんですが、このことの、いわゆるそこまで行ってもわからないから、ましてや防災無線はなかなか聞こえないんです。1回めは、ああ誰か何か言ってるなということで、また同じこと言えば外さ出たらあれだけでも、常にサイレンを鳴らすわけにはいかないと思いますが、やはり震度5以上の場合は緊急的にサイレンを鳴らし、そしてその後から防災無線を発するという方法もあろうかと思いますが、この点、部長、どういうふうを考えているのか、このあたりもやはり年々歳々建物が構造がよくなっておりますので、なかなか聞こえにくいということもございますので、そのあたりの対応の仕方もやはり年々歳々いい建物ができているから、どうすればいいかなということで対応していただければ大変ありがたいと思いますし、今ここに自治会の連合会長も来ておりますけれども、自治会でもかなりこの問題が提起されたという話も伺っておりますが、そこら辺の自治会ではどのような話があったのか、その内容等につきましてもひとつ詳しく教えていただければ大変ありがたいと思います。

それから次に、消防のいわゆる広域化の問題でございます。先ほど石川市長がスケールメリットとかいろいろなことを申されました。私も石川市長同様、わからない点もないんですが、今、聞くところによれば、湖東消防そのものはそれでいいんだけど、五城目町が単独で消防をやっているから、逆にこれが非常に、まあネックという言葉、果たしていいか悪いかわからないけれども、ここら辺が非常に難しいということも聞かされております。ですから、石川市長は湖東の方の副管理者でもありますので、ここら辺の対応ですねどうなっているのか、あるいは今後のそこら辺の相互でどのようなお話

をされるのか、あるいは広域化するのか、そこら辺の目処といたしますか、それこそ今、目処といえば一定の目処ということではあるけれども、ある程度なるべく早くですね、メリットがあるとすればやってもらえれば大変ありがたいと思いますので、そのことについてお伺いします。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 18番さんの再質問にお答えします。

まず1点めの高齢者、あるいは弱者の対応については、これも先ほどの訓練の検証として一番先にとらえられました。天王本郷地区では自治会長さんを中心として民生委員の方々が寝たきり、あるいは車いすの方なんかも参加させていただきましたけれども、全体的にはまだまだ少数ということでもありますので、今後この後も高齢者と弱者の対応については、最重点的に検証していかなければならないと考えております。

それから、2つめの防災無線については、これも非常に悩ましい話で、自治会長会議でも出ました。出ています。ひとつ、あまり鳴らしてもオオカミ少年になっては困るということもありますので、震度5以上についてはサイレンを鳴らす、吹鳴するというところは一つの提言として検討してまいりたいと考えております。

それから3つめの消防の広域化についての五城目の件でありますけれども、五城目も協議会には参加しておりますが、我々広域化を目指す段階で五城目が独自に消防署を新しく建てると。それはやめられないかと、まず、そういう話し合いをしたが、もう建てるという基本方針は町長さん、考え変えないようでもありますので、今後それらも含めて時間がかかるということでもありますので、問題は、はっきり言ってこの間いつかも申し上げましたが、メリットというような財政支援が一つもないと、これなんです。だから、秋田県で十数箇所ある中で取りかかっているのは我々だけ、もうにかほ市なんかはあきらめましたね、やめた。我々の方もやめたという町村も出てくるのではないかと心配していますが、いずれにせよ緊急的に、広域的にこの消防体制というのは大事なことでありますので、粘り強くこの協議会に参画しながら進めてまいりたいと思います。

○議長（千田正英） 18番、再々質問ありますか。

○18番（藤原幸雄） 終わります。どうもありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって18番藤原幸雄議員の質問を終わります。

暫時休憩します。10分ぐらい休憩しますので20分から再開します。

午前11時12分 休憩

.....

午前 11 時 21 分 再開

○議長（千田正英） 会議を再開します。

12番岡田 曙議員の発言を許します。

○12番（岡田 曙） おはようございます。

傍聴者の皆さん、どうも御苦労さまです。暑くなってきましたので、どうか身体に気をつけてくださいね。

6月定例会におきまして一般質問の機会をいただきまして、本当にありがとうございました。私から3点質問致しますので、市長はじめ当局のご答弁を宜しくお願い致します。

先に4番と18番さんが質問された内容の中で重複されている部分もあると思いますので、その点は宜しくお願い致します。

はじめに、渦上市の節電対策について質問致します。

3月11日の午後2時46分に発生した、あの巨大地震により、多くの被災者が今も苦しい生活を続けている状況が毎日のように報道され、心を痛めております。国会は復興基本法案が成立し、一日も早く被災地域の再生を願っている次第でございます。

あの地震がもたらした甚大な損失は、日本経済を立ち行かない窮地に追い込み、今後の動向が大いに注目されているところでございます。

また、安全確保の見通しの立たない原発事故により、いまや日本のエネルギーは大きく変わろうとしています。日本各地に点在する発電所の安全点検のための停止による電力不足が予想され、この夏の電力の需要と供給のバランスが崩れて広範囲にわたり停電になってしまう可能性があります。大変と住民も心配しているところでございます。政府は15%の節電計画を推進し、それぞれ実施に入っていますが、その効果を大いに期待しているところでございます。

これを受けた本県でも節電目標を20%と定め、6月15日、全県一斉にこの対策の実施に入りました。渦上市はどうでしたでしょうか、その結果は。

電力不足による計画停電など、全く予期しなかった事態が発生する可能性が私たちの生活にもあります。電力不足がもたらす影響を深刻に受けとめなければなりません。市役所、事業所はもとより、各家庭、市民一人一人が節電に対する意識を変えなければいけないと思いますが、電力を消費しないようにと心がけて行動に移ってはいると思いま

すけれども、本市では市民に対する節電思想の普及についてどのようにお考えでしょうか。また、計画されている節電の対策をお尋ねを致します。

にわかに太陽光発電、風力発電とか、あるいは地熱発電などの自然エネルギーが見直されていますが、これについても市としてどのようにとらえているのかお尋ねを致します。

2つめ、地上デジタル放送受信の準備についてですが、電波法による現在のアナログ放送が7月24日をもって終了し、デジタル放送へと移行することになっています。総務省からは国民に向け「急げデジタルへ」など毎日注意を呼びかけておりますし、市でも広報に掲載し、チューナーの無償給付などでデジタルへの移行を喚起しておりますが、経済的理由や高齢者所帯では理解不足などで準備していない所帯がいるかとも思われます。特に生活困窮所帯には何らかの配慮が望まれるところであります。テレビが唯一の情報手段でございます。そのテレビが突然電波が切り替われば、予想したとはいえ混乱を招きかねないと思います。現に今見ているテレビはどうなるのか、アンテナはそのまま使えるのか、受信料はどうなるかなど、何を準備していいかわからない方々もいると思います。小さな心配事にとらえられるかもしれませんが、情報に弱い市民の方々にとって、あたたかい行政サービスをしていただきますようお願い致したいと思いますが、担当となる窓口はどこで、どのように対応しているのかお尋ねを致します。

また、地域によって電波障害が心配される箇所もあるに聞きおよんでおりますが、潟上市全域にわたって放送電波調査がお済みでしょうか。この点についてもお伺いを致します。

3番め、以前にもこの食育について過去、議員さんから質問があったと思いますけれども、再度私からも今回質問させていただきます。

学校給食と地産地消の推進について。

学校給食は戦後、困窮した食糧事情から児童生徒の健康を救済するために、明治22年の山形県鶴岡市の小学校が取り入れたのが始まりでございます。その後、学校給食実施基準、実施回数など、地域の実情に配慮して現在に至っておりますが、学校給食の目的の一つとして健康の推進を図ること、もちろん食糧の生産、配分および消費について、正しい理解を導くことも掲げられております。

従来より、給食においては、地産地消が推進され、地場産品、地場産物の積極的な供給が提唱されてきましたが、潟上市の地場産品の使用率は県内の25市町村中24番目と非

常に低いのが現状でございます。潟上市は米とか野菜、果物、水産物と豊富な地場産物に恵まれております。現に、天王グリーンランド内の食菜館、あるいはブルーメッセの緑の市など、生産者の意欲と能力はすばらしいものを持っております。学校給食に地場産の食材を使うことは、生産者の顔が見えることはもちろんですし、安全・安心とともに生活者の意欲向上、さらには少なくとも収入源となります。地元の子供たちに愛情もわいてくると思います。以前、食材の安定供給に向けて体制整備について協議し、検討を重ねるとの答弁をいただいておりますが、その後どうなっておりますか。また、食菜館くらの直売施設、加工施設の利用団体との体制が確立すれば、その食材も給食に使用できるのではないのでしょうか。地元の子供たちに地元の人が作ったものを食べさせたいとの思いがあります。取り組みについてお尋ねするものですけれども、宜しくお願ひ致します。

以上3点で質問を終わらせていただきます。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 12番岡田 曙議員の一般質問、我が市の節電対策に対し、お答えを致します。

今回の震災による東京電力福島第一原発の事故発生に起因し、国から夏季の電力需要増に対応するため、使用電力を昨年度比で15%削減するよう需要者に求められております。このことを受け秋田県では、県庁舎で5月25日から3日間、節電実験を実施し、県有施設の20%節電が可能であるとして、この数値を目標に掲げております。また、6月15日には、すべての県民、事業者の参加による「全県一斉節電行動」を試行しております。

本市では、天王・昭和・飯田川庁舎を重点的に行ったところ、天王庁舎では15.6%、昭和庁舎では15.2%、飯田川庁舎では18.7%の削減となりました。この数値は前日と比較したものでありますが、県では7月1日から9月9日まで、夏期の電力需給対策として、県民、事業者に節電を呼びかけていることから、継続して節電に取り組み、目標とした削減率を達成したいと考えています。

また、本市の節電計画であります。削減目標を15%とし、大規模停電やセーフティネットとしての計画停電の回避に向け、できる限りの方策をとる必要があります。具体的な節電行動としては、市民一人一人が自分でできる節電対策の徹底にご協力をいただけるよう市ホームページ、広報により節電情報の提供や啓発活動を実施します。市有の

施設関係では、空調や照明、OA機器、その他の機器に係る節電対策の徹底など、既に全職員一丸となって節電に取り組んでおります。

自然エネルギーへの取り組みに関しましては、新聞報道にありましたように、県においては、平成23年度は総合特区制度を利用しながら秋田市、潟上市、男鹿市につながる保安林指定解除を前提として、風力発電の事業化に向けての取り組みをしております。

これは、民間による事業体を公募し、民間主体の発電事業を、資金調達も含めて円滑に進めるためのものとなっております。このことから、潟上市においても県における事業の進捗状況を見きわめながら、自然エネルギーへの取り組みを検討したいと考えております。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） 12番岡田 曙議員の一般質問の2つめ、地上デジタル放送受信の準備について、お答え申し上げます。

市では、この地上デジタル放送受信にかかわる業務について、総務課行政情報班が窓口担当となり、デジサポ秋田と協力連携しながら地デジ完全移行に向け広報の周知に努めているところでございます。

この移行に当たっては、広報、ホームページでの啓蒙のほか、6月15日からは無料で相談できる「デジタル放送専用電話コーナー」を設置しております。これは、コールセンターに直通となっていることから、地デジに関する様々な相談ができるようになっているものでございます。

また、生活保護世帯には、ケースワーカーが地デジチューナーの無償給付を斡旋しております。

高齢者世帯については、身近な民生委員を通じて相談を受けて対応しているところでございます。

さらに、地理的な条件によりまして地デジが受信できず、地域で共同アンテナを設置する場合、市では市民の負担を軽減するため、国・県の補助金とあわせて補助する「潟上市地上デジタル放送受信対策費補助金」を創設することと致しました。この補助金につきましては、船橋地区と田屋地区の共同アンテナ設置組合を対象として、関係予算をこのたびの定例会の方に計上しているところでございます。

また、秋田局の受信地域については、北は能代市の一部から南はにかほ市の一部まででございます。潟上市は秋田局から近いために強い電波を受信できる地域ではあり

ますけれども、ご質問にありますように電波調査は各放送局の難視聴地域を把握した上でデジサポ秋田によって調査を実施しております。なお、今後も難視聴世帯の問い合わせについては、デジサポ秋田及び市がその窓口となって対応するというございますので、宜しくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（千田正英） 鎌田教育部長。

○教育部長（鎌田雅樹） 12番岡田 曙議員の一般質問の3つめ、学校給食と地産地消の推進について、お答え致します。

日常生活の食事について正しい理解と望ましい食習慣を養い、健康の増進を図るためにも学校給食は重要であります。また、学校給食に地場産の食材を使用することは「食」の安全・安心につながるとともに、農家の生産意欲の向上や食育の推進に大変重要であると認識しています。

県の地場産使用率調査の対象品目となっている野菜15品目の中で潟上市の使用率が高いのは、ほうれん草、長ネギ、生しいたけとなっておりますが、その他の野菜については生産量が少なく、使用率も低い状況にあります。しかし、対象となる15品目以外では小松菜、シメジ、まいたけ、果物、肉、魚、大豆製品、穀類、乳類については秋田県産の食材の使用率は高く、平成22年度において学校給食全物資の地場産使用率は75.6%と昨年度と比較し0.2ポイントアップしております。

地場産使用率の高い他市町村の例を見ますと、直売グループからの直接納入をしているケースがあります。安定供給を目指すためには、このような体制整備を図り、安定した量の確保や規格の標準化を進める必要があります。これまで、学校給食と取引のある市内納入業者や学校給食担当者、JAあきた湖東、JA秋田みなみ、商工会などと給食物資納入体制や地場産食材の使用率、さらには学校給食衛生管理等について、現状と課題を踏まえての協議を重ねてまいりました。今後も引き続き、それぞれの立場での情報を交換し合い、協議・検討を継続していく必要があると考えております。

地場産物の使用率の向上を図るために、学校給食へは野菜のみならず地元産品を使用した加工品についても供給できるような体制を、納入業者や関係機関の協力を得ながら積極的に図ってまいりたいと考えております。

最後に、食菜館くららの連携・活用についてですが、食菜館くららのオープンが生産者の顔が見える食材の提供となり、「食」の安全・安心が図られ、農家の生産意欲の向上にもつながるものと認識しております。

現在、くらは出荷組合では、商品の品切れ防止と作付け周年化を目指し、少量多品目の作付けを基本とした営農計画を立てております。今後、学校給食への食材提供となれば、営農計画の見直し等の課題もあります。関係機関と協議・検討を重ねてまいりたいと思いますので、関係各位のご理解を宜しくお願いする次第であります。

以上です。

○議長（千田正英） 12番、再質問ありますか。はい、12番。

○12番（岡田 曙） まず1点めの節電の対策につきましてですけれども、今、皆さんが取り組んでいるように、一生懸命頑張っている様子がよくわかりました。今この節電は、国民運動の一つになっているように思われますので、私たち市民も一生懸命頑張っていきたいと思います。

実は、4月17日にオープンしましたフットボールセンターですか、ここの皆さんは電気、夜間照明を見たでしょうか。私は一度、7時40分から8時半頃行くと、非常にその、競技練習している方には非常に良いと思いますけれども、ほかの運転の場合、非常にまぶしくて電気量があれば非常に電力食うんでないかなと思いますし、ましてこの今、どこでもナイターなどは自粛しているようなものですが、一度皆さん、このフットボールセンターの夜間照明をちょっと見て、照明の電力を落とすとか、あるいはそういう節電を考えていただきたいと思いますが、このことについてひとつご答弁を宜しくお願い致します。

それから、デジタル放送のことにつきまして、広報に皆さんは市民に昨年8月、今年の3月、6月と広報に載せております、「暮らしの情報」の中で。ただ、この広報の中で暮らしの情報の中で、何ていうのかな、「何か心配でもありましたら、どうぞこちらの803-1100支援センターへ」と書いておりますけれども、市民というのは、やはり地元の方というのは地元の方に相談したいと思います。地元の言葉で。ですから、直接この番号は書いておりますけれども、皆さんのできるのであれば地元の電話番号ですか、総務課ですか、担当は、そちらの方の番号を書いていただければ、私は市民にとって非常にありがたいのではないかなと思いますけれども、これを見ただけではサービス不十分だと私は思います。わからないならそっちへ電話しなさいと見受けられますので、どうかこの情報紙、「暮らしの情報」ですか、この中に電話番号を書いておりますけれども、何かその点をひとつ皆さん考えていただきたいと思います。

それから、学校給食の地産地消につきまして、実は昨年、同僚議員と南中さんの方で

給食の試食会へ勉強に行きました。そしたら当時、秋でしたから果物の時期でしたので、出されたデザートの中が湯沢市のリンゴでございました。その時期というのは、ちょうどやはり天王地区にも果物はたくさん採れております。リンゴも採れております。何とか、それは調理する関係、納入業者の関係もあるでしょうけれども、そこら辺を十分配慮していただきたいと思っておりますけれども、この後、検討すると答弁されましたので、再度宜しくお願い致します。

それで、今、学校給食の米飯のことですけれども、天王地区の小学校ですか、これは秋田米飯組合から弁当を取っているようだけれども、中学校はそれぞれ自前で炊いているようだけれども、そして天王中学校が地元産の天王産のひとめぼれを使用しております。これ南中さんとかほかの地域で、大久保小学校、豊川小学校も自分で炊いています、学校で。この点の米というのは、どこの米を使っているのか、ちょっとこれもやはりお教えいただきたいと思っております。なぜならば、やはり今ここで石川理紀之助という有名なその先人がおりますので、どうかこういう方を顕彰しながら私たちが豊川米を顕彰していきたいので、何とかこの点も配慮していただきたいし、見直しする必要があるのではないかと思いますけれども、この点について3点について再度質問致します。宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局の答弁を求めます。児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 12番岡田議員の1つめの再質問にお答え致します。

フットボールセンターの夜間照明についてでございます。

フットボールセンターにつきましては、照明基準というものがございまして、これが200ルクスというものが必要とされております。野球場でいきますと内野が500以上、それから外野が300以上ということで、野球場から見るとかなり、照明基準としては小さくなっております。フットボールセンターの灯具の数ですけれども、18個ついております。一向球場ですと33個ということで、やはりその野球場と、それからサッカー場というところ、サッカー場の方が少ない明かりでいいという状況になっております。

そしてまた、フットボールセンターについては土のグラウンドでなくて人工芝ということで、反射してなお一層明るくなっているものと考えられます。先ほど言われましたご指摘につきましては、使用状況につきましてはスポーツ振興課が行っております。管理が都市建設課で行うという形になっておりますので、両方の課で調整を図っていきたいと思っております。それから、管理しているのが指定管理者が行っておりますので、

三者で先ほど言われました件につきましても、照明等につきまして検討を重ねながら対応していきたいと思っておりますので、どうか宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 山口総務部長。

○総務部長（山口義光） それでは、岡田議員の2つめの再質問にお答え申し上げます。

無料で相談できるデジタル放送専用コーナーにつきましては、広報等で周知は致しておりますけれども、それに至るまでやはりなかなか地域の方々の中には、いきなりそちらの方に電話してもなかなかなじめないというようなことだと思ひます。そういうことにつきましては、今後とも十分に配慮しながら対応してまいりたいと思ひますので、宜しくお願ひしたいと思ひます。

○議長（千田正英） 鎌田教育次長。

○教育次長（鎌田雅紀） 先ほどの学校給食の件についてお答え致します。

食材については、できる限り地場産を使ってほしいということで、学校の方に、特に栄養士とかにはお願ひしてありますけれども、今ご指摘のようなことがありましたならば、そのようなことのないように、これから指導徹底致します。

それから、ご飯のことですけれども、ご指摘のとおり天王地区の4小学校は自校式ではなくて外からご飯を買っていますけれども、基本的に、それは秋田県学校給食会とか秋田県米飯給食事業協同組合から入りますけれども、県内産の米には間違いはないんですけれども、一応それでも地場産になりますけれども、できることならばご指摘にありましたように、この潟上市の米ということで、この後、それができないか検討致します。宜しくご理解をお願いします。

○議長（千田正英） 12番、再々質問ありますか。

○12番（岡田 曙） 質問ございません。ありがとうございました。

○議長（千田正英） これをもって12番岡田 曙議員の質問を終わります。

昼食のため、暫時休憩します。再開は13時20分です。

午前 11時47分 休憩

午後 1時20分 再開

○議長（千田正英） 昼食以前に引き続き会議を再開します。

16番鈴木斌次郎議員の発言を許します。16番鈴木斌次郎議員。

○16番（鈴木斌次郎） 6月定例会において質問の機会をいただいたことに感謝を申し

上げます。

また、お忙しい中、傍聴に来ていただいた市民の皆様、御苦労さまです。

まず、質問に入る前に、私の前の3人もお話ししましたが、去る3月11日に発生した東日本大震災により亡くなられた方々のご冥福をお祈り申し上げますとともに、被災された皆様、そのご家族の方々に対しまして心よりお見舞いを申し上げます。また、一日も早い復旧・復興をお祈り申し上げます。

それでは、通告に従いまして3つの項目に分けて質問させていただきます。

はじめに、中学校体育における武道の必修化についてであります。

このことについては、国において平成20年3月に学校教育法施行規則を改正するとともに、小学校および中学校学習指導要綱が改定され、その中で体育・保健体育科については、心と体をより一体としてとらえることを引き続き重視しながら、生涯にわたって運動に親しむ資質や能力の育成、健康の保持・増進のための実践力の育成、体力の向上を掲げ、体育・保健体育の授業時数の増加や体づくり運動の充実などのほかに、これまで選択科目であった武道、ダンスについて、中学1・2年生の体育の授業における必修化が盛り込まれております。ことに中学校について改定した学習指導要領の完全実施を平成24年度に控え、市教育委員会や学校現場において、何らかの新たな対応があるのかなどについて質問致します。

なお、特に武道に着目して質問させていただきます。

はじめに、武道の授業における選択科目についてであります。

選択科目については、法律に基づく新学習指導要領に掲げた剣道、柔道、相撲の3つを基本として、その中から学校単位で選択できることになっております。一部報道によると、地域や学校の実態に応じ、授業の環境などが整えば、なぎなた、弓道、空手道、合気道、少林寺拳法といったものも指導できるやに聞いております。

私が調べたところによりますと、法律に基づく3つの選択科目については、従前から選択科目としてあり、要領などによる具体的な指導方針が示されているほか、それぞれの学校において、ある程度指導方針が確立されているようです。しかし、それ以外のものについては、要領への記載もなく、それらの指導方針などの条件整備については非常に困難で、認められるにはハードルが高いようであります。私としては、この武道の必修化にあわせて、武道全般の普及にもつながるような取り組みになればよいのではないかとの思いもあり、私なりの考えを述べた上で質問させていただきます。

新学習指導要領によれば、武道については剣道、柔道、相撲の基本3つの中から1つ以上を選択することとなっているようでして、従前から武道を授業に取り入れている学校であれば、そのままの対応でよいように思われがちです。しかし、必修化というのは男女間問わず必ず履修しなければならないわけですので、当該要領にうたっているような生涯にわたって運動に親しむ資質や能力を育てていくのであれば、これまでどおり単に学校が選択科目を決めるのではなく、生徒に選択肢を広げてあげるようなことも必要なのではないのでしょうか。その方が生徒たちが学習を通じて武道という我が国固有の伝統と文化に、より一層触れることができるのではないかと思います。

そこで教育長にお伺いします。現在、市内の各中学校において従前の選択科目のほかに別の選択科目を検討しているような中学校があるのかどうか、また、選択科目について、私はそれぞれの学校に特色を持たせてよいのではないかと考えておりますが、教育長として市内各中学校で共通の選択肢とするのか否かについてお聞かせください。

次に、指導環境の整備についてであります。

先に述べたように、新たな選択肢を設けるとすればクリアしなければならない問題も幾つかございます。その一つに指導者の養成、確保という問題があるのではないのでしょうか。

ちまたには、武道の必修化により、自信の指導に不安を抱えている教師や負担感を覚える教師もいるようであります。そのため、県では国の委託事業を活用した「体育学習テクニカルサポート事業」というものを実施し、小学校や中学校の体育・保健体育の授業において地域の人材、高等学校教員など運動やスポーツの専門性を有する外部指導者を活用して、質の高い授業を展開し、運動好きや得意な生徒の育成を図ることができるような支援の仕組みがあるやに聞いております。その内容については、体育・保健体育の授業や教員を対象とした実技研修を含んだ校内研修会などに対して、運動やスポーツの専門性を有する地域の人材や高校教員など、ティームティーチング形式で活用することに対する支援のほか、体育・保健体育の授業づくりを希望する学校に対して、大学関係者や指導主事など派遣して、学校のニーズに応じて教員の指導力の向上を目指す取り組みへの支援となっているようです。

我が潟上市は、皆様ご存じのとおり非常に武道の盛んな地域でもあります。武道において全国大会などで活躍する、もしくは活躍した選手も多数おります。現在も地域において活躍されている方もおりますので、そうした方々の活用も念頭に置きながら、是非

ともこうした県の事業を活用し、指導者の養成、確保に取り組むとともに、新たな選択科目を設けてみることを検討されてはいかがでしょうか。

次に、武道用具の整備についてであります。

新学習要領の完全実施に当たり、場合によっては武道用具を整備する必要のある学校もあるのではないかと思います。新たな選択科目を設けるとすれば、なおさらのことです。国では新学習指導要領の円滑な実施に向けて、中学校の教材を整備するための財源を地方交付税により措置されているようではありますが、厳しい財政状況の中、市ではそういう需要が生じた場合、どのように対応される考えでしょうか。

子供たちが武道を学ぶことにより、伝統と文化のみならず、礼儀や相手を敬う心など、子供たちが成長していく上で必要な素養を身に付けていくためにも、選択科目などの教育カリキュラムはもとより指導者の養成や条件整備などを通じた指導環境の整備も大切であると考えておりますので、当局の前向きな答弁を宜しくお願いします。

次に、本市の企業誘致関係について質問します。

国内の経済情勢については、リーマンショックに端を発した世界同時不況などにより、冷え込みが続き、大変厳しい経済・雇用情勢の中、国や地方が様々な対策に取り組んでいましたが、去る3月11日に発生した東日本大震災による津波などで被災した東北や関東地方の一部では、経済活動に壊滅的な打撃を受け、その影響は隣県のみならず日本全体に影響を与えており、いまだ景気の好転につながらない状況となっております。

また、今後の復興対策についても政府はいまだ明確な道筋も示せず、国内の経済情勢はますます見通しの立たない状況となっております。このような状況が本市の経済・雇用情勢に少なからず影響があると思います。経済・雇用情勢が上向きには、まだまだ時間が時間がかかることであるとの認識の上で質問に入らせていただきます。

潟上市誕生以来の企業誘致活動の実績について、市では企業誘致活動に関して毎年予算を計上し、県の企業誘致推進協議会に参加するなど、市長自らの活動のほか、さらには県に職員を派遣したりして、私もそれなりの企業誘致活動がなされていると認識していますが、その効果などについては甚だ疑問を感じております。

まずは潟上市誕生以降、これまでに誘致した企業数や雇用人数についてお知らせください。また、県に派遣した職員については、私は首都圏での企業訪問などにより、市の企業誘致のPR活動などをする、いわば市のセールスマンとしての役割があるのではないかと考えておりますが、派遣した職員は具体的に現地でどのような業務に従事してい

たのでしょうか。あわせて、その成果についてもお聞かせください。

企業誘致への支援などについて、先にお話したように厳しい経済状況であります。企業の経営も大変厳しい状況にあると思われまます。こうした現下の状況を踏まえ、市では企業誘致の取り組みについて、企業誘致に対する支援などについて何らかの見直しをする考えがあるのでしょうか。あわせて、現在交渉中の案件があれば、お話できる範囲で構いませんのでお知らせください。

また、こうした状況であればこそ、なお一層の県との連携強化なども必要であると考えますが、いかがでしょうか。

さらに、市長は常日頃から企業誘致に必要なのは人脈づくりであると話しておりますが、無論私もそのとおりであると思っております。そうした考えのもと、市と企業の何らかの契機になればと思い、全日本実業団相撲選手権大会の招致を、関係団体の一人として積極的に進めてまいりましたが、後に市側からは諸般の事情により本市での開催は見送られることになりました。私はこのことが非常に残念に思っております。なぜなら、本大会は企業単位でのチーム編成となっており、その中には全国でも有名な企業なども参加する予定になっております。こうした企業に勤務している選手のみならず、企業関係者なども選手の応援に来ます。その際に市のPRをすることにより、そうした企業関係者とのつながりというものが生まれ、そこにはまさに市長が話している人脈というものが構築されるのではないのでしょうか。私は市長や職員自らが首都圏の企業などに出向くだけでなく、企業スポーツをきっかけに企業関係者が本市を訪れ、直接現地を見て当地に触れることにより、立地条件を把握し、その後の交流や市長の話している人脈が構築される要素があり、的を射た企業誘致活動につながるのではないかと考えております。このことについて市長のご所見をお伺いします。

3つめですが、スポーツ振興についてです。

潟上市では、スポーツ関係団体への支援や県内の他市町村に比較しても、立派なスポーツ施設を有しています。また、4月には財団法人日本サッカー協会公認の秋田県フットボールセンターが竣工しました。

こうした環境の中、市内のスポーツ関係団体は、日頃の健康増進や競技力向上など様々な活動を展開しております。このことは、スポーツレクリエーション活動によって市民が健康や体力の維持・増進を図ることや仲間同士との触れ合いなどで地域での交流を深めることで、より豊かな生活を過ごすことが重要であるとの本市の認識のあらわれ

であるとともに、本県の「スポーツ立県あきた」宣言による生涯スポーツ、競技スポーツの振興をはじめ、子供や高齢者などがスポーツに親しめる環境づくりのほか、スポーツ振興による地域の活性化を目指すことにも相通ずる部分があると私は理解しております。

一方、国においても平成12年度に策定された「スポーツ振興基本計画」の中で、生涯スポーツ社会実現に向けた地域におけるスポーツ環境整備をうたっており、そのための重点施策として、平成22年度までに全国の各市町村において、少なくとも一つは総合型地域スポーツクラブを設立、育成するということを目標に掲げられております。

この総合型地域スポーツクラブとは、市民などが、誰でも、いつでも、世代を超え、好きなレベルで、いろいろなスポーツを楽しめる地域コミュニティーのことであり、現在、県内25市町村すべてに50クラブが設立され、全国的に見ても4番めに早い100%の設置率です。また現在、市設立準備中は11クラブにおよんでおります。今後も秋田県体育協会では、旧69市町村単位全部に設立を目標としております。

潟上市においても既に羽城中学校学区に昭和スポーツクラブがあり、このたび天王南中学校学区を中心とした潟上中央スポーツクラブと天王中学校学区を中心とした潟上天王スポーツクラブの設立に向けて、今年度より1年か2年の準備期間を経て正式に発足する予定となっております。

潟上市でも総合発展計画に「総合地域型スポーツクラブの育成と運営支援に努めます」とあります。スポーツによる地域活性化を目指す市と総合型地域スポーツクラブとの関係がどのように、また、当該スポーツクラブの活動に何を期待するのか、教育長のご所見をお伺いします。

また、潟上市総合発展計画の前期計画および後期基本計画素案の中において、「市民のスポーツ熱の向上を図るため、全県規模やハイレベルな大会を積極的に招致します」との記載があります。当該計画の中でうたう「ハイレベルな大会」とは、どのようなレベル、規模の大会を指すのでしょうか。潟上市では平成19年秋田わか杉国体以来大きな規模の大会を開催しておりませんが、もし東北、全国規模の各種大会とするのであれば、今後積極的に招致する意思があるのか市長の考えをお聞かせいただきたいと思います。

以上で私の質問を終わります。ご静聴ありがとうございました。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 16番鈴木斌次郎議員の一般質問の1つめの質問と3つめの質問

についてお答え申し上げます。

1つめの中学校における武道の必修化についてお答え致します。

来年度から実施される中学校における武道の必修化では、市内3中学校においては、すべて柔道を選択することになっております。その理由としては、一つ、これまでも柔道を授業の中で取り入れていることから指導の連続性が図られる。2つめは、3中学校の体育指導者が柔道を得意としている。3つめは、受け身を体得することにより、いざという時に自分の身を守ることができる。4つめは、用具が安価であり、個人管理ができる。5つめは、これまでも柔道を履修しているため、生徒の関心が高い、こういうなどの理由によるものです。

武道が必修化された理由は、武道を通して日本古来の伝統や相手を尊重し合う文化に触れることでありますが、教科として武道を見た場合、基本動作と基本となる技を確実に身につけ、その技を用いて相手の動きの変化に対応した攻防ができるようにすることも重視されなければいけません。そうしたことから、現在の指導者の能力および指導力から、柔道を通してこれらの目的を達成できるものと考えております。

県で実施している「体育学習テクニカルサポート事業」は、外部の専門家が授業の中に教科の担当教諭とともに2人でかかわり、協力し合いながら生徒に技術指導をすることができる事業ですが、派遣回数は1校に2回程度、1回2単位時間となっております。すべてのクラスや学年に入ることが可能であれば成果が期待できるわけではありますが、派遣回数に限りがあるため、最後は主担当となる教科担任の力量が大きくかかわります。

また、1時間の授業の中に生徒の要望を取り入れ、複数の武道の種目を開設しても、1人の教師がその時間内に生徒を評価することは不可能であり、実際には無理がありません。

しかし、今後は「体育学習テクニカルサポート事業」を市内小・中学校に周知し、武道に限らずその種目の専門性の高い教員を派遣させ、質の高い授業を目指した取り組みを推進していきたいと考えております。

最後に、中学校の教材の整備費用が地方交付税に措置されているので、それを活用すべきではないかと、こういうご意見だと思っておりますが、平成24年度の地方交付税における武道の必修化に要する費用の算入については、現段階では未定となっております。

次に、3つめのスポーツ振興について、お答え申し上げます。

現在、「総合型地域スポーツクラブ」の都道府県の市町村1クラブ達成率は、全国で

71.4%、秋田県は100%、22年度でございます。となっており、全国クラブ数は3,114クラブ、秋田県は54クラブ、43クラブの現在、11の準備委員会がございます。となっております。

16番鈴木議員がご理解しておりますとおり「総合型地域スポーツクラブ」は、スポーツの得意・不得意、性別や年齢などにかかわらず、地域住民の誰でもがライフワークに合わせて継続的にスポーツに親しむことができるような環境が整えられ、スポーツを多種目にわたって活動、世代を超えた人的交流、スポーツ参加目的の多様性をもたらすと思われま。

潟上市の総合型地域スポーツクラブは、中学校区域を単位として進めております。「昭和スポーツクラブ」が平成16年度に設立され、現在、会員約60人が登録し、6種目のスポーツ活動、年大体156回ぐらい開催しております。このスポーツ活動を行い、スポーツによる健康づくりと市民交流を広げております。

また、天王中学校区域と天王南中学校区域の2区域に設立の準備を現在進めております。

当該スポーツクラブは、多種目、多世代、多様性といった地域住民にとっての生涯スポーツとして主流となることが予想されることから、潟上市の教育行政として総合型地域スポーツクラブの推進は、スポーツを単に観戦する人、競技をする人のためだけのものとしてではなく、市民の誰もがいつでも気軽にスポーツができる環境づくりが大事であると考え、活動拠点施設の使用や広報等による周知活動の支援を行いながら総合型地域スポーツクラブの育成に努めてまいりたいと考えています。

また、県は、「スポーツ立県あきた」を提唱し、「秋田県スポーツ振興基本計画」が昨年3月に策定されました。潟上市としても体育行政として県にあわせ、本市の「スポーツ振興基本計画」を視野に生涯スポーツの振興や競技スポーツの振興、子供のスポーツ振興など、体制を住みわけた形で具現化に向け検討してまいりたいと考えております。

次に、「ハイレベルな大会」についてお答え致します。

生涯スポーツの振興の上で、プロ・アマチュア各種大会競技スポーツの持つ魅力の一つに、観るものに感動と夢を与えることや高度な技術を持つ競技選手のプレーに触れる機会が挙げられます。

潟上市では、秋田わか杉国体以降、大規模な大会等は開催しておりませんが、ここ何

年間はスケールの違いこそありますが、県民体育大会・国民体育大会秋田予選会等を開催されております。

今後は、各種大会競技スポーツを通じて、潟上市のスポーツの向上と地域活性化、生涯を通じた豊かなスポーツライフづくり等、スポーツ振興を展開する上で各種大会等については、財政・費用対効果等十分検討を行いまして招致してまいりたいと思います。

以上です。

○議長（千田正英） 児玉産業建設部長。

○産業建設部長（児玉俊幸） 16番鈴木議員の一般質問の2つめの企業誘致についてお答え致します。

ご質問の1点目の潟上市誕生以降の誘致企業数と雇用人数については、これまでフカイ工業株式会社、秋田秋印運輸株式会社、株式会社大晃商事、東北エア・ウォーター株式会社、川崎重工株式会社の5社が進出し、190名の雇用が創出されております。

2つ目の派遣した職員の現地での業務と成果については、平成19年4月1日から1年間秋田県庁、平成20年4月から2年間秋田県東京事務所へ派遣しております。業務内容は、情報の収集はもちろんですが、企業を訪問し秋田県や本市の工業団地の現状を説明、アピールすることなど誘致活動を積極的に行っております。

また、誘致済みの企業に対しましては、フォローアップや関連会社の連絡・調整等を図っております。派遣期間2年間で延べ156社を訪問し、新たな人脈や企業とのパイプを作っております。

3つ目の企業誘致に対する支援など、何らかの見直しをする考えについて、お答え致します。

本市に工場等を新設、または増設した者に対し、固定資産税の課税免除や雇用奨励金の交付措置等を定めた潟上市工場等設置奨励条例の一部を平成18年6月定例会で改正し、製造業のみの対象から情報サービス業や運輸業・倉庫業および電気機械器具修理業のほか商品検査業など、多岐にわたる業種を奨励措置の対象企業としております。さらに平成21年12月定例会では、研究施設に対する認定要件の緩和などを行っております。

また、本市の企業振興支援策としまして、潟上市中小企業融資あっせんに関する条例がございます。これまで融資枠を3億円から平成20年度には6億4,000万に拡大しており、今のところ見直しの考えはございません。

なお現在、昭和工業団地への進出についての案件はございませんが、市長が行政報告

で述べているように、飯塚地区のショッピングモールにはヤマダ電機が本年9月のオープンに向け準備を進めております。秋田トヨタ自動車は平成24年9月のオープンを目指しております。そのほか、同時期に書店の出店計画も進んでいるとの情報を得ております。

最後に、スポーツ大会をきっかけにした企業誘致活動について、お答え致します。

スポーツは、観る人に夢や希望、そして感動を与えます。そのすばらしさを地域住民の方々にも体感していただきたく、旧天王町時代には世界的な大会、ワールドゲームズ、それから、平成19年に国民体育大会「秋田わか杉国体」を招致したことは、皆様ご承知のとおりでございます。そのほか、全県大会や東北大会規模の各種大会を本市で数多く開催しておりますが、企業誘致等に関する話は今までも一度もそういう話はありませんでした。それだけ企業誘致は難しいということを確認していただきたいと思います。

今後も企業誘致に対しましては、県および県企業誘致推進協議会等と連携を図りながら糸口を探ってまいりたいと考えておりますので、どうか宜しくお願いしたいと思います。

○議長（千田正英） 石川市長。

○市長（石川光男） 16番さんの質問に対して、ただいま教育長と部長が答えしましたが、企業誘致の質問の中で16番さんは全日本の実業団相撲選手権大会が見送られたということは非常に残念だと申しております。私も非常に残念です。私は当初、この選手権大会を開催するつもりでございましたが、ご承知のように大相撲の八百長問題が発生致しまして、この大相撲に対する国民の評価というのは、まさに地に落ちた感じをしていました。このような状況の中で大相撲とは違いますが、何百万もかけてこの大会を誘致とした場合、市民の理解が得られるかということを実際になって協議致しましたが、残念ながら市民の理解は得られないという判断で見送った次第でありますので、どうかご理解のほどお願い申し上げます。

○議長（千田正英） 16番、再質問ありますか。はい、16番。

○16番（鈴木斌次郎） 最初の質問についてであります。先ほど教育長が柔道だけに限定して武道の必修化を進めるという答弁でございましたが、私の質問の中にもありましたように、これは学校側、教育委員会が押しつけるのではなく、本来であれば生徒が選択するための必修化だと思いますので、その武道用具についても安価であると、そう

いう話でしたので、この辺は将来的に見ても、この柔道一本で指導していくのか、それとも先ほど私の質問でありました剣道、柔道、もしくはそのほかの武道について必修化になっていくのか、その辺もお聞きしたいと思います。それから、この件に関しては、教育委員会等で審議なされたのでしょうか。

それからもう一つは安全対策についてであります。

先週のニュースでもありましたように、柔道で大分大きなけがをしました。そのことについて、まだ今、裁判で争っているような状態もありますので、これは学校保険等、安全保険等などで賄えるのであれば問題ありませんが、この辺もお聞きしたいと思います。

それから、企業誘致についてでございますが、先ほどフカイ工業、秋印運輸、大晃商事、エア・ウォーター、川崎重工ですか、という5つの会社を誘致しているということですが、これは市で本当に動いて誘致して来てもらったのか、その辺をこの5つについて全部そうであるのか確認したいと思います。

それから、これは今現在、県の方に派遣はしていないのでしょうか、職員を。それと、もし県の方に職員を派遣していないのであれば、なぜ中止したのか、その辺をお聞きしたいと思います。

その大会招致については、先ほど八百長問題が主に市長から言われましたけど、ここで私も弁解というのは全くあのプロとアマチュアとではお金も絡んでいないし、そういう問題は発生しておりませんので、是非今後こういう大会がもし市で開催されるとすれば、検討の余地があるのか、その辺もお聞きしたいと思います。

それから、3番めについてですけど、これもし市の方で支援するとするのであれば、例えば体育施設、体育館の利用等については減免措置ができるのか、その辺をお聞きしたいと思います。

それから、大会の招致についてですが、来年度は秋田県で第39回東北総合体育大会が開催されますが、本市では招致する可能性があるのか、これも聞きたいと思いますので、宜しくお願いします。

○議長（千田正英） 当局より答弁を求めます。石川市長。

○市長（石川光男） 企業誘致の再質問で、この5社が市が単独でやったかということの質問ですが、これは市と、それから県と共同で誘致をしております。

それから、職員派遣については、現在派遣しておりません。ということは、今年も県

にお願いしましたところ、各市町村からの要望があつて、今回は、続けては遠慮してほしいと、こういうことの県の方の都合でできませんでした。

それから、これからの招致大会については、今後、先ほどの答弁で財政と費用対効果を見ながら検討していくというお答えしましたので、そのとおりだと思います。

○議長（千田正英） 肥田野教育長。

○教育長（肥田野耕二） 来年から柔道が必修化になるということを申し上げました。柔道の必修化ということについて少し申し上げますと、まずは武道が必修化となることですが、この武道を普及させるためという意味ではございません。武道を通して日本古来の文化や相手を尊重することを学ばせるための必修ということでございます。本質は、教科としてとらえております。基本技術の修得、対人と技能を通して相手を尊重する、そういう姿勢や態度を育成していくということでございます。そういうことの中で、先ほどケガの話もありましたが、十分教科としての指導ということになりますので、不可抗力的にあうかどうかは別にしても、あくまでも仮定の話は今のところはできませんので、まずは教科としてきちんと指導していくということでございます。

それから、生徒の希望は尊重しなければいけないということでございますが、先ほども申し上げましたが、1時間の中で複数の種目を履修させるのは、評価する場合に非常に無理がございます。現状からいくと、ほとんど不可能な状態にあるということです。必修教科としてではなくて、選択教科として履修する方法として考えているところでございます。

それから、大会の関係については、その状況で先ほど市長が申し上げましたとおりでございます。そういう意味では来年の東北大会も、今のところまだ検討の部分に入っていないので、大変恐縮ですが、以上でございます。

これについては、校長会を通して決めております。この後、来年ですから、委員会の方に出て、その段階で決まるということになると思います。

以上です。

○議長（千田正英） 16番、再々質問ありますか。

○16番（鈴木斌次郎） くどいようですが、幸い、潟上市には3つの中学校があります。私個人的な考えかもしれませんが、できれば1つの学校に1つずつ違う種目で武道を教えていただければ大変ありがたいと思いますので、最後は答弁ありません。

以上で3回目の質問を終わります。

○議長（千田正英） これをもって16番鈴木斌次郎議員の質問を終わります。

以上で、本日の日程は全部終了しました。よって、本日はこれで散会します。

なお、明日21日火曜日、午前10時より本会議を再開しますので、ご参集を願います。

どうもお疲れさまでした。

午後 2時05分 散会

